

生駒市条例第12号

生駒市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月16日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市火災予防条例の一部を改正する条例

生駒市火災予防条例（昭和37年3月生駒市条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第3条、第18条関係）

種 類		入力	離隔距離(cm)					備考
			上方	側方	前方	後方		
炉	開放炉	使用温度が800℃以上のもの	—	200	300	200	注：浴槽との離隔距離は0cmとすろが、合成樹脂浴槽(ポリプロピレン浴槽等)の場合には2cmとする。	
		使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	150	200	150		
		使用温度が300℃未満のもの	—	100	100	100		
		使用温度が800℃以上のもの	—	250	200	200		
		使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	150	200	100		
	開放炉以外	使用温度が300℃未満のもの	—	100	100	50		
		外がままでバーナー取り出し口のないもの	21kW以下	—	15	15		
		内がま	21kW以下	—	60	—		
		外がままでバーナー取り出し口のないもの	21kW以下	—	15	15		
		外がままでバーナー取り出し口のあるもの	21kW以下	—	60	15		
半密閉式	内がま	21kW以下	—	15	—			
	外がままでバーナー取り出し口のないもの	21kW以下	—	15	15			
	外がままでバーナー取り出し口のあるもの	21kW以下	—	60	—			
	内がま	21kW以下	—	15	—			
	外がままでバーナー取り出し口のないもの	21kW以下	—	60	—			
密閉式	外がままでバーナー取り出し口のないもの	21kW以下	—	2	2			
	外がままでバーナー取り出し口のあるもの	21kW以下	—	注	—			
屋外用	外がままでバーナー取り出し口のないもの	21kW以下	60	15	15			
	外がままでバーナー取り出し口のあるもの	21kW以下	60	15	15			

不燃	半密閉式	浴室内設置	外がままでバーナー取り出し口のないもの	21kW以下	バーナーが70kW以下であって、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下	—	4.5注	—	4.5	
			内がま	21kW以下	ふろ用以外のバーナーをもちものにあつては42kW以下	—	—	—	—	
		浴室外設置	外がままでバーナー取り出し口のないもの	21kW以下	ふろ用以外のバーナーをもちものにあつては当該バーナーが70kW以下であって、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下	—	4.5	—	—	4.5
			外がままでバーナー取り出し口のあるもの	21kW以下	ふろ用以外のバーナーをもちものにあつては当該バーナーが70kW以下であって、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下	—	4.5	—	—	4.5
	密閉式		内がま	21kW以下	ふろ用以外のバーナーをもちものにあつては当該バーナーが70kW以下であって、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下	—	—	—	—	
				21kW以下	ふろ用以外のバーナーをもちものにあつては当該バーナーが70kW以下であって、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下	—	2注	—	2	
	屋外用			21kW以下	ふろ用以外のバーナーをもちものにあつては当該バーナーが70kW以下であって、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下	—	—	—	—	—
				21kW以下	ふろ用以外のバーナーをもちものにあつては当該バーナーが70kW以下であって、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下	30	4.5	—	—	4.5
	液体燃	不燃以外		39kW以下			60	15	15	15
				39kW以下			50	5	—	5

料	上記に分類されないもの		—	60	15	60	15	60	15	注1：風道を使用するものにあつては15cmとする。 注2：ダクト接続型以外の場合にあつては100cmとする。
	不燃以外・不燃	半密閉式・密閉式								
温風暖房機	液体燃料以外	強制対流型	19kW以下	4.5	4.5	60	4.5	60	4.5	注1：風道を使用するものにあつては15cmとする。 注2：ダクト接続型以外の場合にあつては100cmとする。
		強制対流型	26kW以下	100	15	150	15	150	15	
	不燃以外	強制対流型	26kWを超え70kW以下	100	15	100	15	100	15	
		強制対流型	26kW以下	100	150	150	150	150	150	
	不燃	強制対流型	26kW以下	60	10	100	10	100	10	
		強制対流型	26kW以下	60	10	100	10	100	10	
	不燃	強制対流型	70kW以下	80	5	—	5	—	5	
		強制対流型	26kW以下	80	150	—	150	—	150	
	不燃	強制対流型	26kW以下	50	5	—	5	—	5	
		強制対流型	26kW以下	50	5	—	5	—	5	
不燃	強制対流型	—	100	60	60	60	60	60		
	強制対流型	—	100	60	60	60	60	60		
厨房設備	不燃以外	開放式	14kW以下	100	15	15	15	15	15	注：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。
不燃	開放式	据置型レンジ	21kW以下	100	15	15	15	15	15	



液体燃料	不燃以外	半密閉式	自然対流型	機器の全周から熱を放散するもの	39kW以下	150	100	100	100	100
	不燃	不半密閉式	自然対流型	機器の上方又は前方に熱を放散するもの	39kW以下	150	15	100	100	15
				機器の全周から熱を放散するもの	39kW以下	120	100	—	—	100
				機器の上方又は前方に熱を放散するもの	39kW以下	120	5	—	—	5
					—	150	100	150	100	100
乾燥設備	不燃以外	開放式		衣類乾燥機	5.8kW以下	15	4.5	4.5	4.5	4.5
	不燃	開放式		衣類乾燥機	5.8kW以下	15	4.5	—	—	4.5
					—	100	50	100	100	50
				内部容積が1立方メートル以上のもの	—	50	30	50	30	30
				内部容積が1立方メートル未満のもの	—	40	4.5	4.5	4.5	4.5
簡易湯沸設備	不燃以外	開放式	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	7kW以下	15	4.5	4.5	4.5	4.5
	不燃	瞬間型	瞬間型	フードを付けない場合	12kW以下	40	4.5	4.5	4.5	4.5
		半密閉式		フードを付ける場合	12kW以下	15	4.5	4.5	4.5	4.5
		密閉式	常圧貯蔵型		12kW以下	—	4.5	4.5	4.5	4.5
		瞬間型	瞬間型		12kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5
		屋外用		調理台型	12kW以下	—	0	—	—	0
				壁掛け型、据置型	12kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5
				フードを付けない場合	12kW以下	60	15	15	15	15
				フードを付ける場合	12kW以下	15	15	15	15	15
	不燃	開放式	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	7kW以下	30	4.5	—	—	4.5
		瞬間型	瞬間型	フードを付ける場合	7kW以下	10	4.5	—	—	4.5
		半密閉式		フードを付けない場合	12kW以下	30	4.5	—	—	4.5
		密閉式	常圧貯蔵型	フードを付ける場合	12kW以下	10	4.5	—	—	4.5
					12kW以下	—	4.5	—	—	4.5
				調理台型	12kW以下	4.5	4.5	—	—	4.5
				壁掛け型、据置型	12kW以下	—	0	—	—	0
					12kW以下	4.5	4.5	—	—	4.5

液体燃料	屋外用	フードを付けない場合	12kW以下	30	4.5	—	4.5	注1：熱対流方向が一方方向に集中する場合は60cmとする。 注2：方向性を
	不燃以外	フードを付ける場合	12kW以下	10	4.5	—	4.5	
給湯沸設備	不燃	屋外用	12kW以下	20	1.5	—	1.5	
			常圧貯蔵型	—	15	15	15	
			瞬間型	—	15	15	15	
			常圧貯蔵型	4.5	4.5	4.5	4.5	
			瞬間型	—	0	—	0	
			壁掛け型、据置型	4.5	4.5	4.5	4.5	
	不燃	密閉式	フードを付けない場合	12kWを超え42kW以下	60	15	15	15
			瞬間型	12kWを超え42kW以下	15	15	15	15
			常圧貯蔵型	12kWを超え42kW以下	60	15	15	15
			瞬間型	12kWを超え42kW以下	15	15	15	15
			常圧貯蔵型	12kWを超え42kW以下	—	4.5	—	4.5
			瞬間型	12kWを超え42kW以下	—	4.5	—	4.5
液体燃料	不燃	屋外用	12kWを超え70kW以下	—	15	15	15	
			瞬間型	—	15	15	15	
			常圧貯蔵型	4.5	4.5	4.5	4.5	
			瞬間型	—	0	—	0	
			常圧貯蔵型	4.5	4.5	4.5	4.5	
			瞬間型	—	0	—	0	
	不燃	密閉式	調理台型	12kWを超え42kW以下	4.5	4.5	—	4.5
			壁掛け型、据置型	12kWを超え42kW以下	—	4.5	—	4.5
			フードを付けない場合	12kWを超え42kW以下	4.5	4.5	—	4.5
			瞬間型	12kWを超え42kW以下	10	4.5	—	4.5
			常圧貯蔵型	12kWを超え42kW以下	30	4.5	—	4.5
			瞬間型	12kWを超え42kW以下	10	4.5	—	4.5
移動式ストーブ	不燃	上記に分類されないもの	12kWを超え70kW以下	60	15	15	15	
			前方放射型	—	15	60	15	
			全周放射型	7kW以下	100	30	100	4.5
			自然対流型	7kW以下	100	100	100	4.5
			強制対流型	7kW以下	100	4.5	注1	4.5
			前方放射型	7kW以下	4.5	4.5	60	4.5

燃	一が露出	全周放射型	7kW以下	80	80	80	80	有するもの にあっては1 00cmとする 。	
		自然対流型	7kW以下	80	4.5	4.5	4.5		
液体燃料以外	不開放式	強制対流型	7kW以下	4.5	4.5	60	4.5		
		放射型	7kW以下	100	50	100	20		
		自然対流型	7kWを超え12kW以下	150	100	100	100		
		7kW以下	100	50	50	50			
		強制対流型	12kW以下	100	15	100	15		
		放射型	温風を前方向に吹き出すもの						
不開放式	放射型	自然対流型	7kWを超え12kW以下	100	150	150	150		
		7kW以下	100	100	100	100			
		7kW以下	80	30	—	5			
		7kWを超え12kW以下	120	100	—	100			
不開放式	強制対流型	7kW以下	80	30	—	30			
		12kW以下	80	5	—	5			
		7kWを超え12kW以下	80	150	—	150			
固体燃料	不開放式	7kW以下	80	100	—	100			
		—	100	50	50	50			
調理用器具	不開放式	バーナーが露出	卓上型こんろ(1口)	100	15	15	15	注：機器本体 上方の側方の 又は後方の 離隔距離を 示す。	
			卓上型こんろ(2口以上)・ グリル付こんろ・グリド 付こんろ	100	15	15	15		
			卓上型グリル		注				
			卓上型オープン・グリル(フードを付けない場合)	100	15	15	15		
		バーナーが隠ぺい	卓上型オープン・グリル(フードを付ける場合)	100	15	15	15		
			炊飯器(炊飯容量4リットル以下)	30	10	10	10		
		不開放式	バーナーが露出	—	30	10	10		10
				卓上型こんろ(1口)	80	0	—		0

燃	バーナーが隠ぺい	加熱部が開放	卓上型こんろ(2口以上)・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14kW以下	80	0	—	0	
		加熱部が隠ぺい	卓上型グリル	7kW以下	80	0	—	0	
移動式こんろ	液体燃料	不燃以外	加熱部が開放	卓上型オープン・グリル(フードを付けない場合)	7kW以下	30	4.5	—	4.5
			加熱部が隠ぺい	卓上型オープン・グリル(フードを付ける場合)	7kW以下	10	4.5	—	4.5
			加熱部が開放	炊飯器(炊飯容量4リットル以下)	4.7kW以下	15	4.5	—	4.5
			加熱部が隠ぺい	圧力調理器(内容積10リットル以下)	—	15	4.5	—	4.5
			加熱部が開放	圧力調理器(内容積10リットル以下)	—	15	4.5	—	4.5
電気	不燃	不燃以外	加熱部が開放	6kW以下	100	15	15	15	
			加熱部が隠ぺい	6kW以下	80	0	—	0	
電気	不燃	不燃	加熱部が開放	—	100	30	30	30	
			加熱部が隠ぺい	2kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
電気	不燃	不燃	加熱部が開放	2kW以下	0	0	—	0	
			加熱部が隠ぺい	2kW以下	0	0	—	0	
電気調理用機器	電気	不燃以外	こんろ部分の全部又は一部が電磁誘導加熱式調理器でないもの	電気こんろ、電気レンジ、電磁誘導加熱式調理器(こんろ形態に限る。)	4.8kW以下(1口当たり2kWを超え3kW以下)	100	2	2	2
					4.8kW以下(1口当たり1kWを超え2kW以下)	—	20	—	20
					4.8kW以下(1口当たり1kWを超え2kW以下)	—	10	—	10
					4.8kW以下(1口当たり1kWを超え2kW以下)	100	2	2	2
					4.8kW以下(1口当たり1kWを超え2kW以下)	—	15	—	15
					4.8kW以下(1口当たり1kWを超え2kW以下)	—	10	—	10
4.8kW以下(1口当たり1kW以下)	100	2	2	2					
—	—	10	—	10					

注：温風の吹き出し方向はあっては60cmとする。

注1：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離(こんろ部分が電磁誘導加熱式調理器でない場合)における発熱体の外周からの距離を示す。  
注2：機器本体



乾燥器	不燃	食器乾燥器	1kW以下	0	0	—	0	
電気乾燥機	不燃以外	衣類乾燥機、食器乾燥機、食器洗い乾燥機	3kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	注1：前面に排気口を有する機器にあつては0cmとする。 注2：排気口面にあつては4.5cmとする。
	不燃	衣類乾燥機、食器乾燥機、食器洗い乾燥機	3kW以下	4.5 注1	0 注2	— 注2	0 注2	
電気温水器	不燃以外	温度過昇防止装置を有するもの	10kW以下	4.5	0	0	0	
	不燃	温度過昇防止装置を有するもの	10kW以下	0	0	—	0	

備考

- 1 「気体燃料」、「液体燃料」、「固体燃料」及び「電気」は、それぞれ、気体燃料を使用するもの、液体燃料を使用するもの、固体燃料を使用するもの及び電気を熱源とするものをいう。
- 2 「不燃以外」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料以外の材料による仕上げ若しくはこれに類似する仕上げをした建築物等の部分又は可燃性の物品までの距離をいう。
- 3 「不燃」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの距離をいう。

附 則

この条例は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。